

公告第 31 号



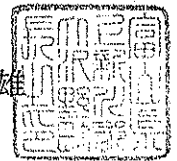
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同上第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営中山間地域総合整備事業（神通峡地区猪谷換地区）の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年 6月22日

大沢野町長 中 齊 忠



1. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
大沢野町	猪谷	下山割	1の2、1の6から1の12まで、1の14、1の15
		六拾刈割	305、307から316まで、318から332まで、334から337まで、340から342まで、343の2、344の1、344の2、345の2、346、383の2、384、385
		双嶺割	353から357まで、362から376まで、382から399まで、406から408まで、409の1、409の2、410、411の1、411の2、412の1、412の2、413から422まで、424から438まで、439の1、439の2、440から453まで、454の1、454の2、455の1、455の2、456から472まで、475から480まで、482から497まで、497の2、498、499の1、499の2、500、501の1、501の2、502、503の1、507、507の2、508、509、510の1、510の2、511の1、511の2、512から525まで
		平越割	526から549まで、550の1から550の3まで、551、552、553の1から553の3まで、554の1、576、577、579から581まで、582の1、582の2、583の1、583の2、584の1、584の2、585、586、587の1、587の2、588から608まで、609の1、609の2、610から613まで、614の1、614の2、615の1、615の2、616から628まで、629の1、629の2、630、631、632の1、632の2、633から642まで、643の2、646から648まで、694の1、695から702まで、702の2、704から706まで、706の2、707、707の1から707の3まで、708、708の1、709、710、710の1、711、711の2、711の3、712の1から712の5まで、713、714、716の1、716の2、717、718の1、718の2、719から726まで、728の2、731の1から731の3まで、732、733の1、734から738まで、740、741
		中村割	1166から1182まで、1193の1、1194、1195の1、1196の1、1197から1218まで、1218の2、1219から1224まで、1225の1、1226の1、1227の1、1228の1、1229から1232まで、1233の1、1234、1235、1236の1、1236の2、1237の1、1237の3、1238から1255まで、1257から1259まで、1295の1、1296の1、1307の1、1308の1、1309、

市 町 村 名	大 字 名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字 名	地 番
大沢野町	猪谷	中村割	1310の1、1315の1、1325の1、1357から1375まで、 1375の2、1376、1377、1383から1391まで、1396から 1408まで、1412
	舟渡	南口割	827、828、831、832、836、837、840から842まで

上記の区域内にある国有地の全部を含む。